

9 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備 対照表			
第3次基本計画(赤字部分は存続しない、または移動、言い換え)	注	第4次基本計画 基本的考え方(素案)(青字は追加)	注
第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	10に移動	9 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	
<基本的考え方>		目標	
男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行については、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。		男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区別を設けていない場合でも、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。	
男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要である。その際、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築といった視点が重要である。	存続せず	男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度・慣行の構築が必要である。また、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築や、ワーク・ライフ・バランス及び出産・子育てにおいて、男女の多様な選択を可能とするといった視点が重要である。	
我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた社会制度・慣行の見直しを進める。		我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、新たな制度の構築や制度の抜本的な見直しが行われる中、男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える育児・介護の支援基盤の整備を進める。	育児・介護の強調
また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進めるとともに、社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や男女共同参画社会の形成に必要な法制制度等の理解促進のため、効果的な広報・啓発等を行う。	あちこちに移動(注1)	また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等に関する調査研究を進める。	
		施策の基本的な方向と具体的な取組	
1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し		1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	
施策の基本的方向		(1) 施策の基本的方向	
多様なライフスタイルを尊重し、ライフスタイルの選択に対し中立的に働くよう社会制度・慣行を見直す。その際、核家族化、共働き世帯の増加、未婚・離婚の増加、単身世帯の増加などの家族形態の変化やライフスタイルの多様化に対応し、男性片働きを前提とした世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行、男女が共に仕事と家庭に関する責任を担える社会の構築、国際規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化といった視点が重要である。また、女性の就業調整等を促す可能性のある制度の見直し、高齢期の経済的自立につながる制度・環境の整備が重要である。	存続せず	家族形態の変化やライフスタイルの多様化を踏まえつつ、男女の社会における活動の選択に中立的に働くよう、社会制度・慣行を見直す。具体的には、女性の就業調整等につながる可能性のある税制や社会保障制度等の見直しを検討する。国際規範・基準の積極的な遵守や、国内における実施強化といった視点にも留意する。また、男女がともに仕事と家庭に関する責任を担えるよう、育児・介護の支援基盤整備を進める。なお、家族に関する法制については、今後最高裁判決が予定されていることから、第4次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(答申)において記述する。	民法改正は最高裁に丸投げ
具体的施策		(2) 具体的な取組	
ア 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討・税制、社会保障制度、家族に関する法制、賃金制度等、女性の就業を始めとする社会における活動の選択に大きな関わりを持つ諸制度・慣行について、世論の動向を把握し、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも留意しつつ、男女の社会(家庭を含む。)における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。	世帯形態間の公平性や諸外国の動向に丸投げ	ア 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 ①税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う。	
イ 税制の見直しの検討 ・税制については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。個人所得課税については、従来は片働き夫婦二人世帯を標準世帯と考えて検討される側面が強かったが、今後は個人を中心とした考えを重視する必要がある。国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める。	存続せず	・税制における個人所得課税の諸控除の在り方について、平成26年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理等を踏まえ、国民的議論を進めつつ見直しを行う。	税調に丸投げ
ウ 社会保障制度の検討 ・社会保障制度について、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。新たな年金制度についても、パートタイム労働者への年金制度の適用の在り方も含め、この視点を十分に踏まえて検討を行っていく。その際、第3号被保険者制度を今後どのようにしていくかという問題は、年金制度の基本的な体系に関わるものであり、新たな年金制度に関する議論の中で幅広い観点から検討していく。	言い換え	・社会保障制度について、平成28年10月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大を着実に実施するとともに、さらなる被用者保険の適用拡大を進めていく中で第3号被保険者を縮小していく方向で検討を進める。いわゆる配偶者手当については、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、平成26年12月16日の政労使会議で取りまとめられた「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」を踏まえ、必要な検討を進める。	配偶者手当への言及
エ 家族に関する法制の整備等 ・夫婦や家族の在り方の多様化や女子差別撤廃委員会の最終見解も踏まえ、婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正について、引き続き検討を進める。	存続せず	なお、家族に関する法制については、今後最高裁判決が予定されていることから、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方(答申)において記述する。	最高裁に丸投げ
また、再婚の増加等に伴う家族の在り方の多様化、少子化など時代の変化等に応じ、家族法制の在り方等について広く課題の検討を行う。			

第3次基本計画 (赤字部分は存続しない、または移動、言い換え)	注	第4次基本計画 基本的考え方(素案)(青字は追加)	注
オ 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等		② 政府の施策及び社会制度・慣行が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に関する課題についての調査研究を行う。	
① 政府の施策等が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査等 政府の施策及び社会制度・慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査(以下「男女共同参画影響調査」という。)を実施する。また、地方公共団体に対して男女共同参画影響調査に関する情報提供を行い、地方での同様の取組を促す。	IV「推進体制の整備・強化」の1. 国内本部機構に移動		
② 職場・家庭・地域等における慣行の見直し 職場・家庭・地域等様々な場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広くその見直しを呼びかける。	各分野に分散?		
		イ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	アに比べ異常に具体的
		① 子ども・子育て支援新制度により、市町村が潜在的なニーズも含めた需要を把握し、それに対応した必要な保育等の受け皿を確保するなど、地域のニーズに応じた子育て支援の一層の充実を図る。	
		(ア)子ども・子育て関連3法※(平成24年8月成立)に基づく「子ども・子育て支援新制度」を着実に推進し、小規模保育や家庭的保育等への新たな給付や、地域の事情に応じた認定こども園の普及、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を着実に進める。	
		※ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第67号)の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	
		(イ)小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、子育て支援員の活用などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図る。	
		(ウ)多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。	
		(エ)就業の有無にかかわらず、一時預かり、幼稚園の預かり保育などにより、地域における子育て支援の拠点やネットワークを充実する。	
		(オ)幼児教育・保育に係る保護者の経済的負担の軽減等を図る。	
		② 教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、男女が安心して子育てできる環境を整備する。	
		③ 医療介護連携の推進や、認知症施策の充実等により「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を着実に進め、家族の介護負担の軽減を図る。	
		④ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)について、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」報告(P。平成27年夏頃予定)を踏まえ、必要な見直しの検討を進めるなど、男女がともに子育て・介護をしながら働き続けることができる環境を整備する。	
		※ 介護期の柔軟な働き方、子の看護休暇、「男性」の仕事と家庭の両立等を検討中	
		⑤ 改正次世代育成支援対策推進法について周知・啓発を積極的に行うとともに、仕事と子育ての両立を推進する企業を対象とした認定及び特例認定の取得を促進	
2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開		10教育・メディアに移動	
施策の基本的方向			
男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだに根深く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得る手立てをより一層講じる。			
具体的施策			
ア 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発の推進			

第3次基本計画(赤字部分は存続しない、または移動、言い換え)	注	第4次基本計画 基本的考え方(素案)(青字は追加)	注
・男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動を推進するとともに、男性や若者世代を対象とした学習プログラムの開発・実施を推進する。			
イ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進			
・男性、子ども、若者世代などを含め、あらゆる層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取り組みを重視した広報・啓発活動を推進する。			
・「男女共同参画社会」という用語の周知度を向上させる。	10にも存続せず		
ウ 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進			
① 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進			
・政府広報等において男女共同参画に関する広報を積極的に実施する。	10にも存続せず		
・職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する認識を深め、様々な慣習・慣行を見直すとともに、男女共同参画を一層進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、すでに様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に目に見える形で伝わるように配慮する。また、特に、若者世代の男女への普及・啓発について留意する。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間」「行政相談週間」「人権週間」「農村漁村女性の非」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な広報・通信媒体を通じて進める。			
② 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進			
・有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、「男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取り組みを推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催など全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。			
3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実		2 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実	
施策の基本的方向		(1) 施策の基本的方向	
人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。		人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の充実を図る。	
具体的施策		(2) 具体的な取組	項目のみ
ア 教育・啓発を通じた人権に関する正しい理解の普及の推進		① 人権教育・啓発活動を促進することで、人権に関する正しい理解の普及を進める。	
・学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。	存続せず	② 法令や条約の分かりやすい広報などを行うことにより周知を進める。	
・国民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めるため、様々な啓発活動を行う。		③ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の充実を図る。	
イ 法令や条約の分かりやすい広報等による周知の推進		④ 通訳を配置した外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応を進める。	
・男女共同参画に関連する深い男女共同参画社会基本法などの国内法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(以下「女子差別撤廃条約」という。)などの条等、男女共同参画に関する国内外の動向等(以下「男女共同参画に関連する深い法令・条約等」という。)について、わかりやすい広報の工夫などにより、その内容の周知に努める。また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。	法令・条約の内容への言及存続せず	⑤ 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握を行う。	
・「女子差別撤廃条約」という用語の周知度を向上させる。	存続せず		
ウ 人権が侵害された場合の被害者の救済体制及び相談体制の拡充			
・政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等を積極的に活用する。また相談にあたる職員、行政相談員、人権擁護委員、民生委員、児童委員の研修の充実を図る。	存続せず		

第3次基本計画 (赤字部分は存続しない、または移動、言い換え)	注	第4次基本計画 基本的考え方(案案)(青字は追加)	注
・各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方司法局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件の調査救済活動に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言の外、関係機関への通報、日本司法支援センターへの紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努めるさらにこれらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知し、そのその定借を図るため、広報活動の一層の充実を図る。	存続せず		
エ 外国人のための人権相談所の充実等国際化への対応の推進			
・英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、更にその内容を充実させるよう努める。			
オ 政府職員の理解の促進等	存続せず		
・男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員、警察職員、消防職員、教員、地方公務員等に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。また、法曹関係者に着いても、同様の取組が進むよう、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力を行う。	注2		
4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供	IV「推進体制の整備・強化」に移動か？		
施策の基本的方向			
男女共同参画社会の形成の基礎的な条件整備として、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供が必要である。このため、男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題に関する調査研究を進める。また、男女の置かれている状況を客観的に把握することのできる調査を実施するとともに、業務統計を含めた統計情報の収集・整備・提供を充実する。調査の実施や統計情報の収集等に当たっては、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者などの男女別データを把握し、利用者の要望やプライバシーの保護に配慮した上で、可能な限り男女別データを表示して公開する。	男女別データについては注3		
具体的施策			
ア 男女共同参画の現状・国民意識、苦情処理等に関する実態把握の実施			統計調査の軽視
①男女共同参画社会の形成に関する調査研究			
・男女共同参画社会の形成に関する先進的な取組を行っている諸外国の事例等について調査研究を行う。その際、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。調査研究の成果は、各種の情報ネットワークを通じて、迅速かつ広範囲に公表する。	存続せず		
②統計調査等の充実	存続せず		
・男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的の実態を把握する。	存続せず		
イ 調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実	存続せず		
・男女の置かれた状況を客観的に把握できる統計の在り方について検討を行い、男女び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情報の提供に当たっては、国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。			
・統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、年齢別にも把握できるように努めるとともに、都道府県別データについても公表に努める。また、男女共同参画に関わる重要な統計は国民に分かりやすい形で公開し、周知を図る。			
さらに研究者による男女共同参画に関するより高度な分析を可能とするためにも、統計法(平成19年法律第53号)に基づく二次的利用を推進するとともに、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定。以下「公的統計基本けいっかう」という。)において決定された統計データ・アーカイブの整備に関わる検討と連携し、男女共同参画に関するより高度な分析に活用できるような仕組みに関する検討を進める。			
・各種の政府の計画における数値目標等についても、その達成状況を可能な限り男女別に示すよう努める。			
ウ ジェンダー予算の推進に向けた検討	項目なし		
・各国の具体的な実施状況等を調査した上で、男女別等統計(ジェンダー統計)も踏まえ、我が国におけるジェンダー予算の在り方等について検討する。	ジェンダー予算については、IVの2で言及		
エ 無償労働の把握及び育児・介護等の経済的・社会的評価のための調査・研究の実施	存続せず		

第3次基本計画 (赤字部分は存続しない、または移動、言い換え)	注	第4次基本計画 基本的考え方(素案)(青字は追加)	注
①育児・介護等の時間の把握	存続せず		
・男女の育児、介護等の時間の把握については、社会生活基本調査における調査を通じて引き続き行う。			
②無償労働の把握等のための調査・研究	存続せず		
・家事、育児、介護、ボランティア活動などの無償労働の把握や家庭で担われている育児・介護などの経済的・社会的評価のための調査・研究を行う。			
(注1) 固定的性別役割分担意識についてはあちこちに分散、以下に散見される。			
P4 第1部基本的な方針の3の(2)のウ「女性のライフスタイルや世帯構造の変化」			
P4 同(3)「男性の仕事と生活を取り巻く状況」			
P7 第2部のIの1の「目標」			
P8 同1の「施策の基本的方向と具体的な取組」の2の(1)			
P9 同1の3「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の(1)			
P10 同1の4「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」の(1)			
P25 同3の2の(2)「女性に対する各種ハラスメントの防止」の①			
P31 同4「地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」の「目標」			
P37 同5の1「科学・学術分野における女性の参画の拡大」			
P41 同5の3の(2)のイ「理工系分野に関する女子児童・生徒、保護者及び教員の理解促進」			
P64 第2部のIIIの10「教育・メディア等を通じた意識改革・理解の促進」の目標他			
(注2) 「政府職員の理解の促進」に関連する言及は以下のみ			
P74 「12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」の1の(2)「具体的な取組」のア、「女性差別撤廃条約等の積極的遵守」			
④「男女共同参画に関連の深い法令・条約等について、政府職員に対して、研修等の取組を通じて理解の促進を図る。」			
(注3) 「男女別データ」については以下で言及			
P34 4の3の(2)のイ「農山漁村における女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上」の⑧			
P35 4の4の(2)のア「農山漁村における女性が働きやすい環境の整備」の⑥			
P36 4の(2)イの「環境問題に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」の②			
P73 11の2の(2)のイ「東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入」の④			
P78 IV「推進体制の整備・強化」の2の(2)の③			
P80 IVの3の(2)のア「地方公共団体の取組への支援の充実」の④			